

支部 YouTube ガイドライン

(本ガイドラインの目的)

1. このガイドラインは、神奈川県行政書士会緑支部（以下「支部」という）が公式に運用する YouTube（以下「本 YouTube」という）の運用ルールを定め、動画作成にあたり一定の基準を設け、支部長および支部役員（以下総称して「支部役員」という）ならびに支部会員の利便性向上に資することを目的とする。

(本 YouTube の担当について)

2. 広報部は、本 YouTube の動画アップロード、その他必要な設定作業（以下「YouTube 設定作業」という）をおこなうものとする。
 - ii. 本 YouTube にアップロードする動画について、撮影、編集その他必要な作業（以下「YouTube 編集作業」という）は、本 YouTube の動画を配信する者（以下「YouTube 動画配信者」という）が主体となっておこなうものとする。
 - iii. YouTube 動画配信者は、YouTube 編集作業および技術的フォローを必要とする作業が発生した場合、技術的スキルがある者に任せることができる。

(本 YouTube で使用する録画フォーマットについて)

3. YouTube 動画配信者は、原則、録画フォーマットについて、YouTube の規定に従い、MP4（エムピーフォー）とする。
 - ii. MP4 以外の録画フォーマットで撮影した場合は、YouTube 動画配信者が責任を持って、フォーマット変換する。
 - iii. その他特別な理由がある場合に限り、広報部の指定する MP4 以外の録画フォーマット、その他必要な措置を講じた上で撮影することができる。

(本 YouTube を使用する動画の変種前作業について)

4. YouTube 動画配信者は、原則、撮影した動画データについて、広報部が用意した G ドライブに格納する。
 - ii. YouTube 動画配信者は、その他特別な理由がある場合に限り、撮影した動画データが入った媒体を郵送することができる。
 - iii. 郵送による遅延のため、その他 YouTube 動画配信者による作業遅延のため、YouTube 設定作業および

YouTube 編集作業が遅れても、広報部には責任はないものとする。

(本 YouTube を動画解像度について)

5. 原則、動画解像度については、フルHD (1080i) とする。
 - ii. 撮影環境、編集環境、その他特別な理由があるときに限り、HD (720i) にすることができる。
 - iii. 画面比率は、4:3 とする。尚、16:9 で撮影した場合、編集において修正ができない状況でも YouTube 編集作業をおこなう者には責任はないものとする。
 - iv. 4K、8Kについては、非対応とする。

(本 YouTube 配信日時および配信期間、保存期間)

6. YouTube 動画配信者は配信開始日、配信終了日を指定できる。
 - ii. 原則、配信開始時間は配信開始日の9時00分とし、配信終了時間は配信終了日の23時59分とする。
 - iii. 原則、動画の配信期間は配信開始日から1年間、あるいは年度末(3月31日)とする。
 - iv. YouTube 動画配信者は、その他特別な理由がある場合に限り、配信開始時間、配信終了時間、配信期間については任意に決めることができる。

(本 YouTube 動画の帰属)

7. 本 YouTube 動画およびその制作過程で生じた未編集素材の著作権(著作権法第27条および第28条に規定する権利を含む)は、神奈川県行政書士会緑支部に帰属する。

(情報セキュリティ)

8. 本 YouTube に携わる全ての者は、常に情報セキュリティの動向に注意を払い、動画をアップロードおよび動画作成に使用するパソコン等の機器がコンピューター・ウイルスやマルウェア等に感染されることのないよう常に努めなければならない。

(苦情相談窓口)

9. 本 YouTube の運用に関しての苦情受付窓口は支部長とする。

以上。